

# 福井県の最低賃金額が829円に (令和元年10月4日発効)

- 都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額が改訂されました。  
福井県は829円（時間額）で、発効日は令和元年10月4日です。  
現行の803円と比べ、26円（3.24%）の引上げとなります。
- 最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めたものです。  
パート、学生のアルバイト、嘱託などといった雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。  
派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金額が適用されます。  
仮に、労使の合意により最低賃金額より低い賃金を定めたとしても、それは、最低賃金法によって無効となり、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。  
最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（上限50万円）が科せられる場合があります。
- 厚生労働省は、中小企業・小規模事業者の皆様を支援するため、生産性向上を支援する「業務改善助成金」や、各県に設置された「働き方改革推進支援センター」における相談等の支援策を設けています。  
詳細は、下記の厚生労働省ホームページ等をご参照ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudou\\_kijun/chingin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/chingin/index.html)